

# 横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律の施行に関する条例等施行規則の一部改正について

## 1 改正の趣旨

横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則（以下、「規則」といいます。）に規定する様式の改正等に伴い、規則の一部改正を予定しております。

## 2 改正の概要

### (1) 様式の改正

#### ア 障害福祉サービス等支給申請書（第1号様式）

(ア) 記入が必要な項目が分かりやすくなるように、全体的にレイアウトを見直します。

(イ) 裏面の認定調査（調査立会人）の項目について、より具体的に希望日時等が記入できるように記入欄を追加します。

(ウ) 申請者が受給者証等の送付先を指定できるよう記入欄を追加します。

#### イ 補装具費支給券（第17号様式）

(ア) 補装具に関する事項を記入する欄内の「交付・修理」を「購入・修理」に変更します。

(イ) 判定員職氏名、受領者氏名、判定確認者氏名の押印欄を削除します。

#### ウ 障害福祉サービス事業等開始届出書（第18号様式）

届出者の押印欄を削除します。

#### エ 障害福祉サービス事業等変更届出書（第19号様式）

届出者の押印欄を削除します。

#### オ 障害福祉サービス事業等廃止・休止届出書（第20号様式）

届出者の押印欄を削除します。

### (2) 様式の追加

#### ア 障害福祉サービス等利用者負担額減額・免除等申請書（第1-2号様式）

(ア) 当該申請書については、横浜市障害福祉サービス等に係る給付費等の支給に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）の様式として定めていましたが、(1)アの障害福祉サービス等支給申請書と併せて申請することが多い書類であることから、本規則の様式として新たに定めます。

(イ) 記入が必要な項目が分かりやすくなるように、事務取扱要綱で定めていた様式のレイアウトを全体的に見直します。

### (3) 規定の整理

ア 第3条の説明について、「(副会長)」を「(横浜市障害支援区分認定審査会の副会長)」に文言を整理します。

イ 第4条第1項について、「会長が必要があると認めたとき、」を「会長が必要と認めたとき、」に文言を整理します。

ウ 第13条の説明について、「(介護給付費等の額の特例)」を「(介護給付費等の額の特例の申請)」に文言を整理します。

エ 第14条の説明について、「(介護給付費等の額の特例の取消し又は変更)」を「(介護給付費等の額の特例の取消し)」に文言を整理します。

オ 別表の備考欄について、「支給規則」(横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則の略称)を、事務取扱要綱における表記に合わせて、「地域生活支援規則」に変更します。

### 3 施行予定日

令和4年4月1日

# 横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等 に関する規則の一部改正について

## 1 改正の趣旨

横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（以下、「規則」といいます。）について、規程の整理を行うため、規則の一部改正を予定しております。

## 2 改正の概要

### (1) 規定の訂正

ア 第1条について、規則の根拠法令を障害者総合支援法「第77条第3項」と規定していましたが、現行の法では「第77条第1項」となるため、変更します。

イ 第2条に身体障害者グループホーム支援に関する規程がありますが、既に廃止した事業のため、第2項の「及び身体障害者グループホーム支援」及び第7項を削除します。

### (2) 規定の整理

ア 第8条第2項について、障害者総合支援法の障害福祉サービスによる規定と合わせ、「受給者証の返還を求めることができる。」から「受給者証の返還を求めるものとする。」に変更します。

## 3 施行予定日

令和4年4月1日